

## 1 事業名

市道路線の認定

市道 3-1142 号線

## 2 事業の概要

上記路線については、市道 3-53 号線の一部と交換して付け替えを行うことから、大字中富字月野原 1013 番を起点とし大字中富字月野原 1027 番 1 を終点とする部分を、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

認定する路線の場所、延長及び幅員については、議案書添付の案内図のとおりである。